

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. 公開会社である株式会社 P (P 社) の取締役は、A・B・C の 3 名であり、A が代表取締役をつとめている。Q 株式会社 (Q 社) は、公開会社ではなく取締役会設置会社でもない。Q 社の取締役は C のみであり、Q 社の発行済み株式総数のすべては C が保有している。
2. P 社では、それまで使用していた資材置場が手狭になったことから、新たな資材置場とするための土地を探していたところ、C から、Q 社が保有する土地（本件土地）を貸すことができるとの申し出があった。P 社において検討したところ、本件土地は交通の便もよく、資材置場として申し分ないと結論に至った。本件土地の賃料については、A と C との交渉の結果、月額 80 万円と決まった。
3. P 社は、取締役会を開き、本件土地を月額 80 万円で Q 社から賃借することを審議した。審議に際して、本件土地の調査結果、資材置場としての利用計画等の詳細な情報が提供された。賃料については、A が本件土地の P 社にとっての利用価値を勘案して算出した、との説明があった。これらの情報にもとづいて審議したのち、本件土地の賃借の件は、A および B の賛成によって承認された（本件決議）。なお、C は、審議に際し、A の求めに応じて本件土地について説明したが、本件決議には加わっていない。
4. 本件決議をうけて A と C が、それぞれ P 社と Q 社を代表して、本件土地を月額 80 万円で P 社が賃借する旨の賃貸借契約を締結した（本件契約）。P 社は、本件契約締結の翌月から本件土地を資材置場として利用し、Q 社に賃料を支払った。
5. P 社が本件土地の利用をはじめてから 10 カ月経過したころ、P 社の株主である X のもとに、「P 社が Q 社に支払っている本件土地の賃料は近隣の相場の約 2 倍である」という情報が寄せられ、X が調査したところ、近隣の同規模の土地の平均賃料からすると本件土地の賃料は約 40 万円が適正であることが判明した。X が、P 社に対してこの事実を伝えて是正を促したところ、翌月から本件土地の賃料は月額 40 万円に改定された。

【設問】

X は、P 社が、10 カ月の間、本件土地について不当に高い賃料を Q 社に支払ったことにより、適正賃料との差額分の損害を被ったとして、C に対して損害賠償請求をすべきであると考えている。株主代表訴訟を通じて、C の P 社に対する責任を追及する場合、X はどのような主張をすべきか、また、X の請求は認められるか、答えなさい。なお、X は株主代表訴訟の提起に必要な条件を満たしていることとし、この点について記述する必要はない。

〔第2問〕 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。(配点20点)

【設問1】会社法369条2項の「決議について特別の利害関係を有する取締役」とはどのような者を意味するか、5行以内で説明しなさい。

【設問2】会社法124条4項ただし書に抵触することなく、基準日後に株式を取得した者が、当該基準日にかかる株主総会における議決権を行使することができるのどのような場合か、5行以内で説明しなさい。